

監査公表第 2 号

監査結果に基づく措置について

令和 6 年 3 月 26 日付監査報告第 16 号の監査結果報告に基づき、大牟田市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 6 年 6 月 18 日

大牟田市監査委員	中 原 修 作
同	塩 塚 敏 郎

大牟田市監査委員 中 原 修 作 殿
塩 塚 敏 郎 殿

大牟田市教育委員会教育長 谷本 理佐
(教育委員会)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 6 年 3 月 2 6 日付、監査報告第 1 6 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(教育委員会)

1 事務局総務費

(総務課)

小学校校長（県費負担教職員）が全国連合小学校長会へ出席するための費用を、旅費として支出していた。

市町村立の小中学校の教職員の給料その他の給与については、市町村立学校職員給与負担法によって都道府県の負担とされている。

また、地方財政法第 2 8 条の 2 には「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない」と規定されている。

このことから、市から旅費を支出するのは適当ではない。

【措置の状況】

一般会計

(教育委員会)

1 事務局総務費

(総務課)

小学校校長（県費負担教職員）が全国連合小学校長会へ出席するための費用を、市からの旅費として支出していましたが、市町村立の小中学校の教職員の旅費等は、市町村立学校職員給与負担法によって、都道府県の負担とされているため、小学校校長（県費負担教職員）に要した経費については負担金として支出することとし、科目更生を行いました。

今後は、小学校校長（県費負担教職員）が全国連合小学校長会等へ出席する場合の経費は、内容を精査し、市として出席してもらう必要がある場合は負担金、補助金及び交付金として支出することといたします。